

(社) 韓国協同組合研究所 所長 キム 金 ギ 奇 テ 泰 (著)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 リ 李 サン 相 ウク 旭 (訳)
農学特定研究員

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 まつ 松 もと 本 たけ 武 のり 祝 (訳)
一般社団法人 J A 共済総合研究所 客員研究員

目次

1. 序論
2. 農村地域の協同組合と関連した既存の論議
3. 協同組合基本法の農村地域協同組合関連条文の解説
4. 農村地域の要求 (needs) と協同組合運動
5. 生産者組織の協同組合化のための方向と課題
6. 農村開発および福祉事業と連携した協同組合
7. 農協と新しい協同組合の協力方向
8. 結論

1. 序論

昨年 [2011年：訳者] 末協同組合基本法が通過し、2012年世界協同組合の年をむかえ、協同組合に対する関心が非常に高まった。このような関心は農協に対しても例外ではないが、とくに今年3月、事業構造改編によって既存の農協中央会が農協中央会、経済持株会社、金融持株会社に分離される状況とあいまってより多くの関心を集めている。

このような関心は大きく三つのイシューを含んでいる。第一のイシューは農協の協同組合としてのアイデンティティに対する問いで

ある。協同組合基本法に対する関心が拡散していくなかで、協同組合の役割と長所を期待する人々は「それならば農協は？」という問いを真摯にたてたのである。わが国の協同組合の中で最も大きな規模を誇る農協が「この間、協同組合運動においてどのような役割を果たしたか？」あるいは「韓国社会においてどのような姿を示していたか？」そして「国民は農業協同組合についてどのようなイメージをもって評価するか？」によって、今後展開する協同組合に対する期待の幅が異なってくるであろうと判断される²。

第二のイシューは、「第二・第三次産業か

1 本論文は、2012年6月28日に韓国ソウルで開催された(財)地域財団第21次地域リーダーフォーラム「協同組合基本法の制定と農業・農村の対応課題」の主題論文②(김기태 「농업인 생산자조직의 협동조합화를 위한 과제」)の翻訳である。

2 パク・スンオク(ハンギョレトゥレ共済組合連合会代表)の「現在の農協法は官制」(ハンギョレHERIレビュー1、2月号討論)の主張のように、農協は協同組合のアイデンティティを守りえていないと考える非農業系協同組合運動家が多数である。

ら協同組合が自由かつ多様につくられることは農協にいかなる影響を与えるか？」そして「農協はこの潮流に対していかなる戦略をもつのか？」に対する問題である。既存の消費者生協は自由に設立されるのも難しかっただけでなく取扱う商品も主に有機農産物と環境物品に制限されていたが、協同組合基本法においては多様な消費者協同組合をつくることのできる。農産物の流通に対していかなる影響があるかあるいは新しい消費者協同組合との関係設定戦略は、今後の農協小売流通の戦略を樹立するにあたって必ず考慮されるべきイシューである³。

第三のイシューにはより熱い意味が含まれている。すなわち協同組合基本法によって農産物の生産と流通を担当する別個の協同組合を多くつくることのできるならば「第二の農協中央会をつくることのできるのではないか？」という問いである⁴。

この三つのイシューは協同組合基本法が制定された後提起されうる当然の問いではあるが、既存の思考慣性から大きくは離脱していない問いとして生産的な論議になることが難しい部分がある。すなわち協同組合基本法によって設立されうる農村の協同組合は農協と対立するであろうという暗黙の前提があることや、協同組合間の協同の関係を単純な事業的交換程度に理解しているためである。もともと筆者に要請されたテーマは「新しい農協の可能性」だが、より問題設定構図を拡張して「新しい農村地域協同組合の可能性」に

ついて論じてみよう。

より拡張された問題設定構図は当然「農村地域の要求」が何であるか点検することから始めなければならない。これを土台にして、農村地域の要求を協同組合的方式によって解決する方案を探索し、その結果いかなる形態の協同組合が必要であるか提案し、こういう総体的な農村地域の協同組合を活性化するため、既存の農協の役割と新しい協同組合間の関係設定方式について順次簡単にあつっていく。

2. 農村地域の協同組合と関連した既存の論議

協同組合組織に対する新しい法制度の設定は農業界においては協同組合基本法が初めてではない。すでに1990年代「営農組合法人」制度が導入され、農協と営農組合法人との関係について検討がすすみ持続的に論議が形成されてきた。営農組合法人導入時、営農組合法人が生産した農産物を積極的に流通させ、営農組合法人の代表を農協の理事として連結しようという論議（キム・ギテ1994）がすでに提起されていた。

総合農協という組織的特性の中で、農民組合員および農漁村地域の与件の変化にともなって、地域農協の役割を拡張すべきという論議も国内外で多数提出された。協同組合地域社会の建設という観点から、既存の農業を地域社会農業へと発展させようという主張（荷見1986）もいち早く国内に紹介され、地域農

3 都市農協のアイデンティティを守るための論議等においても生協と農協の連携が必要であるという論議がある。キム・ギテ（2010）の「異種協同組合間の協同論議」は協同組合基本法制定前にも主張された。

4 主にチェ・ヤンプ前青瓦台農林海洋首席のコラム（農漁民新聞2012年4月12日）およびハンギョレHERIレビュー1、2月号討論などにおける、新しい農協に対する主張。

業組織化理論も、既存の邑面〔邑・面はほぼ町・村に該当：訳者〕単位の第一線組合の規模によっては推進しえない、地域資源を土台にする生産中心の新しい協同組織の必要性を主張してきた（パク・クァンソ1997、パク・チンド1993）。

その後日本の地域農業組織化論とは別に、農協の市郡単位における流通組織化を前提条件とする韓国方式の地域農業組織化論が提起され、第一線組合と連合事業、農家の生産組織を連携する論議が提示された（キム・ギテ2002）。このような接近戦略は、以降連合マーケティングの活性化に寄与しつつ、組合協同事業法人を農協法に追加することによって、既存の第一線組合と中央会の二元的構造に多様な次元の事業組織が設立されうる根拠を設けた。

営農組合法人の発展とは別に農協と連携した生産法人の論議もすでに検討された。農協が投資し支援する日本の生産法人の論議が国内に紹介され（イ・ユンミ2006）、既存の作物班と共選出荷会の生産法人化の検討が農協経済事業活性化の方案中に含まれた（農協中央会2011）。

農業生産と農産物流通に対する、農協以外の協同組織との協力という主題とは別に、地域協同組合の観点から農協の拡散に対する論議も進行した。農協中央会の2003年新農村新農協運動宣布式の資料において「地域農協センター」の論議がはじめて提示され、2007年に発表された「農協ビジョン2015」においても3大目標の一つとして「地域農協センター」は提示され、「組合を地域社会から農村開発／福祉／文化／観光／都農交流事業を主導する地域総合センターとして発展させ農村

の活力と農外所得を創出」するとされた。

このような農協中央会の論議を発展させ、既存の農協は、農村と都市はもちろん、利用者所有と利用者統制という、協同組合のアイデンティティが弱体化していると判断して以降、これを解決するための方向として「地域総合センター」をより強調した論議があり（キム・ギテ2011）、これとはまた別の接近として、新自由主義が農業に与える影響を整理した上で地域社会に対する農協の多様な寄与をまとめた論議もあらわれた（イ・インウ他2011）。

他に日本の6次産業化と農商工連帯の動きと農協の関係に対するマルチステークホルダー協同組合の観点から検討した論議もあり（小山2010）、コミュニティビジネスと農協の関係に対する論議も展開された。

行政安全部のマウル〔自然村：訳者〕企業についても、農漁村型マウル企業、雇用労働部の社会的企業と関連した農漁村型社会的企業の論議が展開された（ユ・チョンギユ、地域財団の研究資料）。

しかしその間、このように多様な農村地域の協同組織を農協と連携するに際して、協同組合の連帯、連合に対する本格的な論議は展開されなかった。協同組合の法人格取得が不可能だったためであるが、協同組合基本法が制定された現在、このような論議が本格的に展開されるようになった。

3. 協同組合基本法の農村地域協同組合関連条文の解説

本格的な議論に先だって、協同組合基本法と農村地域で設立可能な協同組合あるいは既

存の個別法人農協法による農協との関連性について検討する必要がある。

協同組合基本法による協同組合と農協との関係で最も敏感な主題は事業競合の可否である。協同組合基本法を制定しようとする民間陣営の初期の目的は、第二次産業と第三次産業において自由に労働者協同組合を設立可能とする、素朴なレベルであった。したがって初期には既存の個別法となるべく競合しないことを目的とした。しかし論議が進んで協同組合基本法という名称に符合する条文として整えられる過程で、予期せず個別法との事業競合問題が拡大した。

当初民間陣営の論議を代表した協同組合基本法制定連帯会議が立案した法案では、第4条個別協同組合法との関係項目において「この法は個別協同組合法が存在する分野については個別協同組合法に優先しない」とし競合関係を最小化する方案が提示された。しかし協同組合基本法確定案においては基本法という名称に照らし条文間の法理的一貫性を追求するために、第13条第1項「他の法律によって設立されたかまたは設立される協同組合についてはこの法を適用しない」とされ事業競合の可能性がより大きくなった。すなわち条文を文字通り解釈すると、既存の個別法がカバーする事業分野においても、基本法に依拠する協同組合を設立することが可能になったという点である。

次に調べなければならぬことが基本法上の協同組合の設立要件である。農協とは異なり基本法上の協同組合は5人以上の組合員が参加すれば出資金の多少にかかわらず設立可能であり、既存農協法の農協は、設立を希望す

る場合農林水産食品部長官の認可を受けるようになっているが、基本法では一般協同組合として設立する場合、市・道知事に申告させるだけである。協同組合の類型についても、農協法の農協は「生産者協同組合」の類型のみ可能であるのに対し、基本法上の協同組合は生産者（事業者）協同組合、労働者協同組合、消費者協同組合、社会的協同組合の類型がすべて可能となった。たとえば都市の消費者が自分たちの消費のために農村地域で協同組合をつくり、農産物加工品を生産しこれを購入することが可能になったのである。

名称の使用と関連するものとして、基本法第3条第2項において、大統領によって「重複または混同する名称を使用してはならない」としているが、大統領令で立法予告された案の関連条項である第2条1項では「同一の特別市・広域市・市・郡において他人の登録した名称を登記できない」とし、第2項では「不正な目的のために他の協同組合等および社会的協同組合等として誤認しうる名称を使用しえない」とし、農協の「農業協同組合」やその略称は使用できないようにする趣旨が反映されている。

組合員に関して基本法は、農協法と異なり、農業者だけでなく非農業地域住民も参加することができ、都市部の組合員の参加にも開放されている。基本法第20条組合員の資格条項によれば「組合員とは協同組合の設立目的に同意し組合員としての義務を果たそうとする者」と定義しており、農協法とは異なり組合員の資格制限に対するいかなる規定もない。

基本法上の協同組合の組合員は個人だけで

なく法人も可能である。第20条に個人と法人の明示はないが、第25条組合員の脱退第2項第5号において「組合員である法人が解散した場合」と表現されている。これは、以降農協が、基本法上の協同組合の組合員として参加することが可能であるという意味である。生協法が制定される前は、農協が医療生協の組合員として加入し、農協の組合員に一括的な医療事業の利益を享受させる措置が可能であったが、生協法が制定された後、個人のみ加入させるようになり、農協と医療生協間の協同が弱体化した事例がある。これが基本法上の協同組合には適用されない。したがって農協や農村の既存の協同組合は、新たに作成された協同組合の組合員として加入し、出資や利用などさまざまな方法によって協同組合間の協同活動を容易にすることができるようになった。

基本法第45条事業の第1項と第3項では、基本法上の協同組合は、金融業と保険業を除いたすべての事業を、定款で定めるところによって行うことが可能となった。したがって現在の農協と水協〔日本の漁協に相当：訳者〕、農漁村地域の信協〔信用協同組合：訳者〕とセマウル金庫と相互金融事業と関連する競合は排除された。ただし第2項「協同組合の事業は関係法令が定める目的・要件・手続・方法等によって適法かつ妥当に施行されるべきである」の要件に応じて、協同組合を設立するとしても、仮に行う事業に必要な要件が許認可事項であるならば、これを充足させる状態をつくらなければならない。

もし基本法上の協同組合が「農村観光マウル」を推進するのであれば、農食品部の事業

選定手続きによってこれらの観光マウルを対象として認定することで、可能である。これは以降の関係法令の整備あるいは当該事業と関連する政策の活用面で重要な意味をもっている。

協同組合の合併、分割、解散、清算および転換に関しても、基本法はいくつかの特徴をもっている。基本法第56条によると、基本法上の協同組合においては商法や民法などによって設立された法人が協同組合へと転換できるようになっているが、協同組合が再び別の法人へと転換するなどの行為は禁止している。国際協同組合連盟の脱相互主義を厳格に法に適用したのである。

したがって営農組合法人、農業会社法人、農村地域の社会福祉法人等は基本法の協同組合へ転換すると再び転換することができない。「仮に基本法上の協同組合に対する政策的支援が農林水産食品部において同一に与えられない場合、すでに営農組合法人などに対する多様な農林事業施行指針上の支援制度が整備された農業政策の特殊性を勘案するとき、他の法人格から基本法上の協同組合へと転換することには慎重な判断が必要である。もちろん基本法上の協同組合は、一般協同組合といえども営農組合法人などに比べて公益的性格が高いため、農林水産食品部の政策対象に一括して包括されることが望ましい。反面、基本法の協同組合の、個別法による協同組合への転換可能性の可否については解釈の余地がある。ただし他の個別法の協同組合へ転換するとしても現在の法体制下においては別途法人を新設する方式になるため、これを法的に改善しない限り現実的な転換需要はな

いと予想される」(キム・ギテ2012)。

基本法は社会的協同組合と非営利法人(第4条)を規定している。社会的協同組合は「協同組合のうち地域住民の権益・福利増進と関連する事業の遂行、社会的弱者層に社会サービスあるいは職場を提供するなど営利を目的としない協同組合」(第2条)と定義されており、企画財政部長官の認可を受けて設立することができる(第85条)。社会的協同組合の事業のうち農村地域に関連性が高いのは「地域社会の再生、地域経済の活性化、地域住民の権益・福利増進およびその他地域社会が直面している問題の解決に寄与する事業」であり、この事業が事業全体の40%以上でなければならない。

農村地域の場合、後進の中山間地以上のすべての活動が地域社会の再生あるいは地域経済の活性化とつながるため、社会的協同組合として認可されうる範囲が非常に広いといえる。とくに施行令立法予告では「認可を中央省庁の長に委託することができる」とし、農林水産食品部が、農漁村の再生と関連した社会的協同組合の認可権を委託されることが可能であるため、認可の原則をどのように構成するかが検討されるべきである。

地域再生以外にも農漁村社会の社会サービス、福祉政策、高齢農業者の雇用などは社会的協同組合の管轄領域であるため、以降、農村地域協同組合設立の方向を判断する際重要

な意味をもつ。

4. 農村地域の要求(needs)と協同組合運動

農村地域は地域再生と地域経済活性化という課題に直面している。これは、農業の衰退、農村住民の脱農に伴う高齢化と過疎化、農村地域の人的力量の減少などが複合的に作用して問題を発生させているためである。

農村地域の要求は、1) 農村自身の要求である地域再生、2) 地域再生の主体である農村住民の経済活動の活性化、3) 農村資源を活用した収益モデルの創出、4) 地域住民のうち高齢者や幼児など社会的弱者層に対する各種福祉政策の実効性ある適用、5) 政府の各種公的機関のサービスが農村から離脱するときこれを代替することができる代案の用意、6) 地域住民の生活の質を高める要求はあるが営利企業が担当しなかった市場の欠落(Missing Market)に対する事業発掘を通じた充足、などに分けることができる⁵。

とはいえこのような農村地域の要求が実行されるためには、農村地域の実行主体である住民の該当農村地域の発展方向に対する、1) ビジョンと戦略の適正水準の合意と2) 実行力の確保、3) 自治体等公的機関の協力的ガバナンス体制の適正な整備、これを可能にする4) 中央省庁次元での法制度や政策の整備、5) 農村地域の協同組合が生産する商

5 これに対する具体的な状況についてキム・ギテ(2011)は、1) 農業総調査の資料を活用し忠北沃川郡A面の農家分析などを通じて、農村農協は組合員の同質性が希薄化し高齢化によって組合員関与度が弱体化した点を説明し、2) 信用事業中心の農協経営は経済事業を非事業的活動へと転落させたと経済事業の悪循環構造を説明している。また農村の与件変化と新たに要求される役割に対して、1) 農村地域の学校廃校と公的医療機関の閉鎖、邑面行政区域の統合論議に現れる農村社会サービスの縮小、2) 既存の農村観光圏域の狭小性を指摘し、農村観光の広域化など新たなビジネスの機会が現れていることを示している。加えて他の中央省庁の各種福祉政策、雇用関連政策などを農漁村地域において統合的に結合させる努力が必要である。

品やサービスを受容できる公的あるいは民間市場の存在などの課題が同時に考慮されなければならない。

特に協同組合の地域社会への寄与という側面からみると、協同組合は地域再生と地域経済活性化という目的を達成する際の万能の道具になることはできず、適正なビジネスモデルを通じて持続可能な事業を遂行し、経営を行うことができる限度において、協同組合が運営されなければならない。仮に短期的に事業の与件が構成されないか、主体の努力を通じて構成できない場合は、自治体の公的業務になるか非営利組織方式によって運営される必要がある。社会的協同組合の場合には、このような自治体の公的市場の支援水準と持続可能な経営範囲の相関関係が高い場合があるため、政策的側面の制度化が重要な判断基準となるであろう。農村地域の協同組合は、このような限界を認める中で、各種民間の多様な資源を活用して阻害要因を解決しつつ、公的領域の失敗と市場領域の失敗を補完することができる方を事業的に具現する必要がある。この過程が、農村地域協同組合運動の過程となるであろう。

まず「前々段落の最初にあげた：訳者」ビジョンと戦略について論議してみよう。わが国よりも先に同様の問題に直面した日本では「地域づくり」についての多様な論議が蓄積されている。例えば小山良太は地域づくりの目的として「①地域に根ざした生活と文化を守る、②地域の資源を大切に後世に伝えたい、などの内在的な欲求が根底にある。その上に③安心・安全な「生活」を維持したい（経済活動はこのためのものであり、発展と成長

はその手段）」という具体的な要望に昇華される」と提示している（小山良太2010：pp 4－5）。

このような目的を明確にした状況において「地域産業の振興と雇用の確保」は「手段」として選択されるべきである。地域産業について伊藤（1997）は「地域の自然資源、労働力、人材などの生産資源を有効に活用し、その活用方法も地域内でより体系化され…地域に根ざした産業」と定義している。このような観点から、地域産業を振興するためには、農産物の生産だけでなく加工、流通など、付加価値を地域内にとどまるようにする構造をつくりあげることだが、これを6次産業化という。我が国ではこれと類似した観点と政策として「地域農業クラスター政策」を運営してきた。しかしその主体の性格については混乱した点があった。イタリアの皮革産業や家具産業などの地域革新体制や地域クラスターの先進事例として言及された地域の多くで事業者協同組合の類型が適用された点を勘案するとき、基本法上の協同組合は多様な側面から今後農村地域の発展に寄与できるであろう。

第二の問題である「実行力の確保」は具体的な実行方案を作成する際最も深刻なイシューとなる。現状で把握したように農村人口の高齢化と過疎化はすでに十分な資源を確保している農協の成長を制約する核心的要素なのだが、新しい協同組合を設立しうる新しい資源が存在するのかという疑問に対して解答が示されなければならない。一般に既存の農協が少なくとも邑面地域以上を範囲とし多様な事業を遂行することで、組合員の同質性が希薄化していくにしたがって、取引費用と所有

費用が過大に生じる側面があるため、小規模の新しい協同組合はこのような費用を縮小することができるだろう。ただし第五番目にあげた問題である「公的あるいは民間の市場の存在」において、わが国経済の発達段階上、既存の大規模な公式流通チャネルを新たな協同組合が直接に取引するのは困難であるため、これを除いた他の直接取引流通の多様なチャネルに集中し、既存の公式流通チャネルに対しては、農協がアウトソーシングする方式を導入する場合、実行力の確保が不可能というわけではないだろう。このとき生協の互恵的販売契約を通じた協同組合間の協同は、新しい安定的で大規模な流通チャネルをつくりうる。この場合にも取引規模が拡大する場合、農協が業務を代行することが効果的でありうる⁶。

このような構造を活用するとしても、初期の協同組合の組織、小規模協同組合の運用費用最小化のための組合員活動の自発的展開などは、既存の農協組合員と他の組合員の協同組合関係を形成しなければならない。このための協同組合指導者の養成は実行力の確保という次元において非常に重要な課題として台頭するであろう。

[四番目にあげた：訳者] 中央省庁の法制度と [三番目にあげた：訳者] 自治体のガバナンス構築と関連する問題は本稿では省略する。

以上の論議を総合して実行可能な協同組合運動の方向を大きく提示すると三つの事業分野に要約することができる。すなわち、①農産物の生産と加工、流通と関連した協同組

合、②農村のアメニティ資源を活用する協同組合、③農村の福祉および社会的サービスを提供する協同組合、である。三つの協同組合はすべて一般協同組合や社会的協同組合として運用可能である。

しかしこの三つの種類の協同組合は、既存の農協が地域総合農協の構造として構成されている現実を勘案するとき、成功要因や成功のための最小要件において相異なる環境に置かれている。

5. 生産者組織の協同組合化のための方向と課題

1) 生産者組織の協同組合化にともなう制度的与件

この [①の：訳者] 類型の協同組合はさらに、一般市場をターゲットとする協同組合と、消費地に差別的な顧客を確保している協同組合に分類できる [②は6章の第1節、③は同章第2節で論じられている：訳者]。前者の協同組合は農協の事業と直接競合するという側面から、事業的成功に至るには最も多くの阻害要因をもっている。

基本法上の協同組合が農協との実質的な競合関係をもつ水準に至るには、三つの基準を充足させなければならない。

第一に、基本法上の協同組合が農協より優越あるいは少なくとも同一水準の経済事業能力を確保しなければならない。このためには十分な資本金の確保と規模の経済を達成可能とする十分な組合員が確保されなければならない。とはいえ農協の資産と組合員規模に追

6 全北完州郡コサン農協はiCOOP生協と協力的な流通関係を形成し相互シナジー効果を得ている。

いつくことは相当困難である。結局、外延的規模ではなく内包的規模を確保する必要があるが、そのためには、参加組合員の組織化水準が高く、平均出資金および平均利用金額が画期的に高い必要がある。

第二に、農業政策の支援対象となるべきである。基本的な事業的能力が確保されていなければならないとしても、農水産物の生産流通加工において有意義な競争の構図を形成するためには、政府の事業支援において不利益があってはならない。すなわち既存の農協あるいは営農組合法人に付与された等価同一の政策的支援の対象とすべきである。このような制度的改善がなければ基本法上の協同組合は、他の農業経営体と農協に比べて同一の成果を出すとしても、実質的な組合員に提供できる利益が少なくならざるを得ない。

最後に、上記の第一および第二の要件を充足させているとしても、基本法上の協同組合の経済事業関連の成果が、総合農協の信用事業から発生する収益の経済事業への内部補助収益を越えなければならない。基本法上の協同組合は「信用事業と保険事業」の活用が封鎖されており、経済事業の収入のみで組合が運営されなければならない。

経済事業の成果創出と、組合の民主的運営を道具として組合員の積極的な参加を引き出すことができない場合は、基本法上の協同組合の活性化と普及は遅滞するか不可能になりうる。この場合は実質的な競合関係は形成困難であろう。

以上を総合すると基本法上の協同組合は現

行の農協と競争関係を形成することは可能だが、その可能性は中短期的には困難と云う。ただし長期的な側面から、農協の経済事業の成果が組合員の個別活動よりも低く、前に提示した三つ問題に対する制度的補完が行われた場合には、競合は可能であるかもしれない。

とはいえ基本法上の協同組合と農協が生産的に協力する構図をつくり出すことができず、競合が現実化されるならば、これは農業界全体の不必要な資源の浪費として理解できる。農業農村の全体的な発展という観点からみると、農協が協力の構図をつくるための機先を制する努力を遂行し協力的な関係を形成することが望ましい⁷。

このような観点からみると、農産物の生産加工流通を主な事業とし、一般市場をターゲットとする協同組合は、既存の営農組合法人と同様の状況におかれることになるという。したがって成功率は相当低いと予測できる。

ただし加工と流通を農協に委任して生産に専念する協同組合は、農協との協力関係を維持しうる。最近、中山間地以上の農村地域の中でも後進地域のマウル営農経営体に対する関心が高まっている。日本の集落営農の韓国バージョンと言えるこのような事業方式はいまだ体系的に整理されていないが、高齢化問題と農業生産力維持の次元において政策的関心を得ており、農協の既存の流通事業と競合しないため、小規模生産協同組合として農協と戦略的提携が形成される場合、農協の事業

7 キム・ギテ（2012）の内容を前提。

構造改編および経済事業活性化戦略にしたがって急速に拡大されうる。

[本節冒頭第一段落で指摘した：訳者] 後者に該当する、消費地に差別的な顧客を確保している協同組合あるいはこれを目的とする協同組合の場合は、前者に比べてましな条件と言える。農協との競合関係が高くないので、農協の支援を得やすく、互恵的な消費先が事前により、生産と加工に関する事業能力を確保することがカギであると言える。協同組合の規模が大きくないため、消費者の確保も事業量にあわせて調整することができるであろう。既存の生協と取引していた生産共同体や力量ある帰農者の都市地域人脈を活用した直接取引協同組合、地域農協が直接流通を担当するには市場規模が小さく競合しない小規模な特殊作目の生産と加工を通じて、直接取引の経験とノウハウを蓄積している農家を中心とする協同組合がこれに該当する。

2) 既存営農組合法人の協同組合への転換についての検討

営農組合法人は、1990年4月に制定された「農漁村発展特別措置法」において営農組合法人に関する条項が含まれ、これを根拠に設立され始めた。当時は生産のみするようになっていたが、1993年、法を改正し農産物の販売や輸出も可能になるように事業領域を拡大させた。小規模家族農の経営規模を解消し規模のある経営体を育成するために導入された営農組合法人は、協同組合に近似する定款例を有している。

下の表-1のように営農組合法人と基本法上の協同組合は5人以上で設立可能、1人1票、予算決算の承認などの基本的な構造において類似した形態を示している。ただし営農組合法人の1人当たり出資限度が制限されていないことは異なる点である。

1993年を経ながら多くの営農組合法人がつ

<表-1> 営農組合法人と基本法上の協同組合の比較

区分	営農組合法人	農業会社法人	基本法上協同組合
設立可能者	農業者5人以上 生産者団体	農業者1人以上	5人以上 (農業者規定なし)
経営費用	出資金+販売収益	販売収益	出資金+事業収益
資本調達	政府補助+民間出資	都市資本調達可能 非農業者出資3/4以内	未確定
経営者	代表理事、理事、監事	代表理事	代表、理事会
予決算承認	理事会議決	自己議決(出資持分)	理事会議決
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> 協業的農業経営体 組合員+準組合員 1人1票(人的構成) 出資限度なし 取得税減免 農業所得税免税 	<ul style="list-style-type: none"> 企業的農業経営体 農業者、生産者団体 出資持分議決(物的) 取得税減免 所得税、付加価値税、取得税免税など各種税制優遇 	<ul style="list-style-type: none"> 事業範囲は拡大 1人1票 1人の出資限度30% 税制優遇未確定
長所	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の参加 政策資金享受可能 税制優遇 農地所有 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の参加 政策資金享受可能 税制優遇 農地所有(一部) 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な事業分野可能 最も自律的な法人格構造 地域社会発展と地域福祉のための社会的協同組合可能

＜表-2＞年度別営農・営漁組合法人の現況

(単位：箇所)

	2005	2006	2007	2008	2009
全体	4,787	4,893	5,114	5,576	6,078
営農組合法人	4,293	4,410	4,624	5,075	5,597
営漁組合法人	494	483	490	501	481

出所：統計庁、2009年基準農漁業法人調査報告書、チャン・ジョンイク（2011）より再引用

＜表-3＞2009年度 農漁業経営体の組織および事業現況

(単位：箇所、人、百万ウォン)

	全体	農家	漁家を除く法人				決算	法人	
		個数	従事者数		販売収益		個数	法人あたり 資産	法人あたり 当期純益
			全体	法人あたり	全体	法人あたり			
営農組合農業会社	6,537	4,902	37,681	7.7	7,279,553	1,485	3,467	1,519	50
営漁組合	481	369	2,866	7.8	339,350	1,082	279	1,123	30

出所：統計庁、2009年基準農漁業法人調査報告書、チャン・ジョンイク（2011）より再引用

くられた背景には、ウルグアイラウンド妥結と連携して農漁村総合対策が樹立された後、生産と流通の改善のための補助金事業が拡大されたためである。

営農組合法人は施行初年度である1990年の2箇所始まり、1991年に28箇所、1992年に60箇所、1993年に201箇所、1994年に288箇所と急激に増加しており、以降も増加傾向はつづき、[表-2に示されているように：訳者] 2009年、統計庁の農漁業者調査の結果、営農組合法人は5,597箇所、営漁組合法人は481箇所の、総6,078箇所と集計された。

統計庁の調査は、営農組合のみ別途売上高や従事者数が区別されずに統合されている点を勘案したとしても、[表-3に示されているように：訳者] 従事者数は37,681人であり、売上収益は7兆ウォンを超えている。このうち決算法人に限定する場合、法人あたり資産は15

億ウォンに達する。

農協、水協の経済事業とは別途に運営されたこれらの営農組合法人は、相対的に専業農が主導した経営体として理解すべきであるが、前に提示した農協と競合する構造の中においてもそれなりの成果を出している。

とはいえこのような表面上に現れる数値とは別に、営農組合法人が経営活動を通じて、農業の構造的問題を解決しているかについては、注意深く分析する必要がある。

営農組合法人の中には協同経営体として寄与するケースが多くないのが現実である。出資制限がなく、事実上1人の代表が責任経営する個人経営体のように運営されている事例もある。また組合員の利用を強化するのではなく買取り中心の経営として、産地商人と大差のない営農組合法人もある。したがって大多数の営農組合法人が組合員を中心に生産の

組織化をするより流通中心に運営されていることも、本来の目的である小農経営の限界を克服するための協業的農業経営体の政策目標には不十分であると指摘できる。

このようになった最も根本的な理由は政策目標の不十分性にある。「営農・営漁組合法人」の設立と育成の目的を単純な生産性の向上のみに想定し、経営実績中心の個別的事業体の成果のみをもって評価した。その結果、協同組合的価値や哲学が法人の設立と運営、政府の支援において重要な評価対象とならなかった。このような状況で、営農組合法人などが多様な政府の補助支援の通路として活用されながら多くの法人が設立され葛藤をひきおこし倒産するケースが生じた。

こうした状況で営農組合法人組合員の関与度向上、安定的な契約栽培の拡大、協同組合文化の再構成、地域農業に対する寄与など、協同組合的価値と農業政策のマクロ的目標も達成されなかった。また営農組合法人の価値とビジョンの樹立と評価を無視し、小規模家族農の協業という法的ミッションを具体化しえず、職員および組合員に対する教育と教養も不足していた。

一方、営農組合法人が元来の趣旨どおり運営されえなかった背景には、農協の積極的な協力関係構築戦略がなかったという事実がある。農協は初期には営農組合法人を競合組織とみなす傾向にあり、共同の生産と流通、加工を営農組合法人と連携しようとする戦略と発想が不足していた。

営農組合法人が基本法上の協同組合へと転換するためには、少なくとも政策的公平性が導入されなければならない。こうして協同組

合へと転換する場合、現在の基本法上の協同組合は、協同組合原則の共有、組合員以外の利用制限、個人出資限度の導入、経営情報の公開など、農業政策の有効性を高めるために寄与するものと予想される。

6. 農村開発および福祉事業と連携した協同組合

1) 農村のアメニティ資源を活用した協同組合

農産物生産の他に加工と流通を通じて付加価値を内部化すること以外にも、農村の地域再生のための重要な資源として地域アメニティ資源を活用することができる。地域アメニティの活用は、農林水産食品部の次元では、過去10余年間、農村観光マウル育成をめぐる支援政策であり、主にマウル単位あるいは法定里〔日本の行政区に相当：訳者〕2～3個単位で政策対象を育成した。

既存の農村観光関連事業は、1) 該当対象範囲の狭小さにより観光資源が不足し再訪問誘因が不足している側面とともに、2) 農村観光推進体の法人格が試みられたが十分な住民参加を誘導する形態では生じえず、3) 推進主体の人的および資源の動員面における力量不足によって、多様なプログラムが開発されるよりも類似の観光プログラムが拡散し、都市民の関心を低下させる問題が発生した。

しかし地域資源を活用したビジネスモデルは、農村観光のみでなく、カナダの例でみられるように、小規模ネットワーク型リゾートの運営やケーブルカーの運営など、より多様な方法を見つけることができ、農村開発も現在の2～3個法定里を越えて邑面単位あるい

は生活圏単位に拡大することができる⁸。

帰農帰村を目的とした整備作業のための農地共同所有と連携したトラスト方式の協同組合のような、帰農帰村のためのマルチステークホルダー協同組合も可能である。農村の自然環境と連結された教育協同組合なども十分に試してみることができる。

マウル単位農村観光事業の協同組合法人格の取得と邑面単位の農村開発協同組合の設立は、農産物の生産加工流通領域と比較するとき、共通点と相違点があらわれる。共通点としては、マウル単位の協同組合と邑面単位以上の協同組合は、生産加工流通領域の生産組織および農協の販売マーケティング事業の関係と比喻できる。すなわちマウル単位のサービスは個別の農村観光協同組合が担当するが、全体的な顧客管理や情報の流通、マーケティングの実行などは上級の連合会が遂行するという役割分担を通じてマウル単位の指導者の業務負担を軽減し、マウル事務長の効率的な運営が可能である。

相違点は、生産加工流通のマーケティングの役割分担がすでに存在する農協を前提とするならば、農村観光においてはこのような競合問題が大きく発生しないであろうという点である。その理由は第一に、農村地域活性化事業は、農業者だけでなく非農業者である地域住民の参加も可能であるため、組合員の側面で、農協が農村地域の協同組合を包括するのは困難である。第二に、農協は農村地域開

発事業の経験が不足しており、自分自身の事業として参加した経験が浅いという点であり、現在の農協の運営構造上、直接参加することは成果を出すという点で適合的でないからである。

もちろん邑面単位の地域開発事業に積極性を示す農協も存在する。このような場合は初期の意思決定構造の整備、役割分担と力量の強化、成果配分などの、協同組合的な合意構造を適切に導き出す必要がある。

2) 農村の福祉および社会サービスを提供する協同組合

第三類型である農村の福祉および社会サービスを提供する協同組合は現時点では可能性の領域に属しており実現された事例がない。しかし農村地域協同組合の重要な領域に普及していくようにみえる。実際英国の地域ベースの社会的企業や非農業コミュニティビジネス、イタリアの社会的協同組合は、大部分、福祉と社会サービスを協同組合の事業へと転換する過程で現れ、地域住民のニーズが最も多様に現れる領域もこの部門である。

事業モデルの例をいくつかあげると次のとおりである。既存の中央省庁の多様な福祉政策は、省庁別、部署別、政策別に個別的な伝達体系をもっている場合が多い。しかし都市では、福祉政策の対象が地域的に集中し政策別伝達体系が分散されているとしても、最終的な福祉受給者層に伝達される際費用が少な

8 多様な範囲を重畳させ農村資源を活用した協同組合の設立可能性は、基本法において連合会の設立を自由にできるように規定することによって、さらに拡大することができる。基本法では、同種あるいは地域を中心に3つの協同組合以上が参加すれば連合会を設立できるようになった。現在のマウル単位の農村観光の法人体が連合して邑面単位あるいはより広域の業種別協同組合を設立することができる。すでに全北鎮安郡では個別マウル観光を越えて、市郡単位の調整や共同宣伝等のための協力事業が進められている。このような活動は協同組合基本法の施行に伴いさらに拡大することができる。

く発生するのに対し、農村地域では、人口の過疎化とマウルの分散性によって、福祉伝達体系の費用が都市に比べ過大に発生し、実際の福祉政策対象がサービスを享受するにあたって困難を経験することになる。

したがって地域の分散性を、多様な福祉および社会サービスを結合して提供する農村の地域複合福祉伝達体系の集中性によって代替する方法が必要であり、これは結局、利害関係者である住民の参加と事業的構成を必要とする。地域総合福祉協同組合の設立は邑面河次元において全国的に行われる必要がある。

これらの地域総合福祉協同組合は、政府の福祉政策の実行を委託する業務が主な事業になるという点で社会的協同組合の性格をもつ。基本法上の社会的協同組合は主な事業が40%以上なので、他に別途、自己の事業を運営することができる。経営の安定化と拡大のために多様な地域住民の市場の欠落(Missing Market)を発掘し要求を事業化することができる。たとえばマウル単位の福祉実行担当者の派遣に応じて、政策対象には含まれていなかったが、地域住民が必要とする共同炊事の事業的開発や、高齢者組合員に対する農協仕分け場、人材派遣などの発掘事業も追加できる。

農協など多様な地域活動を通じた地域医療協同組合の設立なども検討できる。これらの協同組合は、既存の農協の教育支援事業の費用としてのみ看做された事業をアウトソーシングして効果性を高めることが可能であり、農協の事業範囲と看做されなかったため農協と協力活動を展開するにあたって最も容易な類型である。

以上〔4章末尾で分類した上でここまで論じてきた：訳者〕三つの類型の新しい農村地域協同組合は、実際の実行過程においては相互に連結されうる。帰農帰村を希望する都市の組合員への地域農産物の直接取引販売によって事業は拡張されうるし、地域観光協同組合の常連客が組合員として加入しやはり直接取引が行われることもありうる。反対に、パッケージ事業として始めた都農連携協同組合が地域観光協同組合へ拡大することもありうる。社会的協同組合に所属する高齢農家が組合員を対象として地域の特産物を生産させる、社会的弱者層の雇用統合事業があらわれるかもしれない。

また地域の与件に応じて先に提示した多様な阻害要因を解決していくために採用する方法によって、さらに多様な協同組合として分化し事業が融合していくこともありうる。予想される。しかし大きく三つの理念型に区別したのは判断の便宜のためであり、協同組合はなるべく組合員が均質的であるとき成功するという点において、個々の協同組合の事業拡張よりも多様な協同組合が現れ、これらの協力を通じて、生態系を造成することが望ましいという観点から提示したものである。

7. 農協と新しい協同組合の協力方向

農協は協同組合基本法を基盤として誕生しうる多様な農村地域の協同組合と、ある場合には競合関係が予想され、またある場合には相互協力を通じたシナジー効果を追求することができる。いずれの場合でも、農協は農村地域において最も多くの資産と人的資源を確保しており、全国的なネットワークをもって

いる、協同組合セクターの最大組織と言うことができるため、これらの新しい協同組合と最大限に協力的な構造を形成する必要がある。

協力的な構造を形成するにあたっては大きく四つの役割が要求される。第一に、組合員の加入を通じた初期資本の形成に寄与する原則を定めることである。農協と協力するための新しい協同組合の構成方法について協同組合のアイデンティティに立脚して整理する必要がある。法人が組合員として参加することは初期資本の形成だけでなく農協組合員の利用と連動させるという側面から協同組合の安定化に大きく寄与するであろう。

特に農協中央会は、このような初期参加の原則と方向について機先を制した研究が必要である。すでに農村地域の協同組合に対する多様な要求があり、他の中央省庁と連携した協同組合が進められる可能性が高いからである。変化した与件に対して、初期に農協と関係を結ぶ際の農協全体に通用するガイドラインが提示されないならば、地域住民とはもちろん自治体、政府機関との不必要な緊張を誘発することになるであろう。

第二に、協同組合の運営資金に対する貸出と運用資金の入出金、地域単位協同組合育成基金などの 이슈と関連した協同組合金融の問題である。初期の協同組合の運営に必須であるこれらの金融部門は単純に運営資金の問題ではなく創業コンサルティングの領域まで包括すべきである。しかし農協の既存の貸出慣行や貸出先管理方法は[1997年の] IMF [事態：訳者]以降信用保証中心に硬化し、事業計画書の検討およびコンサルティングを通じた積極的な協同組合支援という水準に到達で

きず、担当専門職員の育成もできていない。協同組合金融機能において農協の役割が不十分な場合、信用協同組合など相互金融を遂行する他の協同組合金融機関がこれを担当することもありうるが、このようなケースにおいて都市はともかく少なくとも農村地域において農協と別途の協同組合金融機関へとシステムが構成される場合の利用の不便など、わが国の協同組合セクターの現状を勘案した最適化された構造とみることは難しい。

第三に、協同組合の運用に関連して既存の多様な実務的な経験を伝授する必要がある。農協の協同組合運用は50年を経過し多様な状況で具体的に判断した経験が蓄積されている。農協内部ではすでにシステムとして構築され自動化された制度であるとしても、「個体発生は系統発生をくり返す」という言葉のように、新しい協同組合は組合員の討論を通じて一つ一つ意思決定すべき新たな問題として迫ってくるであろう。

このような経験をそのまま適用することはできない。与件が非常に異なることを勘案し、新しい協同組合の状況に合わせて再整備し実務マニュアルとして伝達し、現場で直接小さな新しい協同組合の運営を支援する役割を果たすべきである。このために現在の農協の指導担当者に対する再教育が必要である。これは新しい協同組合との関係形成という側面だけではなく農協の再創造という面でも必要なことである。

第四に、新しい協同組合のうち農産物の生産と加工を専門とする多様な生産法人の、一般流通チャネルに対する販売店として機能してくれることである。農協がこれまでに確保

している売場の数や小売流通に占める占有率は、農協が農村地域協同組合の販路を担当する際、初期投資とマーケティング業務の相当な軽減を可能とする。この部分も適正な技術指導やコンサルティングの同伴が必要であり、農協と取引する業務整備が必要である。農村地域農協は、ローカルフードを追求する地域の食物循環を心配するかもしれないが、多数の消費地農協売場と農協経済持株の子会社が運営する売場あるいは消費者協同組合の物流を代行する卸売物流事業団の場合、消費地の消費者流通情報や動向、要求水準などの専門的な情報を適切に伝達し、それに合わせて生産加工を調整するよう支援することが必要である。

以上四つの役割が全部または部分的に導入されれば、農村地域協同組合の活性化が速やかに進行されるであろうが、農協との協力関係が適切に構成されていないならば、農村地域の再生は本来農村地域がもつ潜在力に比べて逆転するであろう。

8. 結論

農業生産者組織は単純に農業生産だけを目的としない多面的な性格をもっている。したがって活力ある農業生産者組織は、先に提示した農村地域協同組合の多様な課題について現在の農業生産者組織がどのように介入すべきか判断が必要である。

自己自身の事業機能の強化を選択することもでき、必要な事業の協同組合を地域住民とともに新設し現在の生産者組織と連携する方法もあるであろう。専門的商業農のみで構成された生産者組織の場合は、農協を含む協同

組合生態系の構成傾向を十分に検討し、農協との具体的な関係を調整することが必要である。

しかし既存の営農組合法人の問題点から知りうるように、法人格としての協同組合の設立が重要なのではなく、組織内部での協同組合文化をどのように構成して協同の哲学と生活が身体化された指導者と組合員の育成・再生産を行うかが、重要である。協同組合のアイデンティティが欠けた形式だけの協同組合へと転換することには意味がないからである。協同組合の原点は自律的で自主的な組合員の組織と教育にある。

参考文献

- Cook (2002), 「米国農業協同組合の未来－新制度学派の観点から」, 『協同組合主要理論』, 農協中央会
- キム・ギテ (1994), 「単位農協の発展方向」, ソウル大農業政策研究会報9号
- キム・ギテ (2002), 「地域農業組織化論の発展方向についての研究」, 『イ・スイル追慕論文集』
- キム・ギテ (2010), 「異種協同組合間の協同と農協の役割」, 農政研究フォーラム2010年12月発表文, 農政研究センター
- キム・ギテ (2011), 「地域農協の役割再規定と地域総合センター構想」, 視線集中GS&J, 119号, GS&J
- キム・ギテ (2012), 「農食品生産流通加工領域の新しい協同組合の展望と農協との関係」, 農政研究フォーラム2012年4月発表文, 農協中央会調査部 (2002), 『協同組合主要理論』, 農協中央会
- 農協経済研究所 (2008a), 『経済事業活性化のための協同組合理解教育教材』, 農協経済研究所
- 農協経済研究所 (2008b), 「協同組合の構造問題と解決案」, 『CEOフォーカス』, 194号
- 農協中央会 (2009), 「農協中央会事業構造改編に対する理解」
- 農協中央会調査部 (2002), 『協同組合主要理論』, 農協中央会
- パク・クァンソ (2007), 『農業生産組織と地域農業組織化－日本の経験』, 全南大学校出版部
- パク・ボムヨン (2012), 「協同組合基本法緊急解説書」, 韓国協同組合研究所
- パク・ヂンド (2009), 「農協改革の目標と中央会におけ

る信用と経済の分離方案」, 視線集中GS&J, 75号, GS&J
イ・スヘン他 (2009), 「協同組合の改革方向」, 『京畿開発研究院レポート』, 京畿開発研究院
イ・ジョンファン他 (2009), 「農協改革: 問題の本質と選択の方向」, 視線集中GS&J, 75号, GS&J
チョウ・セフン (2009), 「社会的経済運動の課題と原州地域の事例」, 韓国農村型社会的企業拡大戦略フォーラム資料集, 地域財団
チョウ・ワンヒョン (2010), 「生活協同運動と生活協同組合活動」, モシムとサルリム・フォーラム2010年5月発表文
小山良太 (2010), 「日本農協の協同組合間協同と地域社会連帯」, 2010年春期学術大会論文集, 韓国協同組合学会
伊藤正昭 (1997), 『地域産業論』, 学文社
荷見武敬 (1986), 『協同組合地域社会へ行く道』, 協同研究社 (ハン・ホソン訳)

訳者解説

この論文の著者である金奇泰氏は、ソウル大学および同大学院に在籍 (いずれも農業経済学科、2009年に修士課程修了) するかたわらで、1996年以降はカトリック農教会、韓国農業経営人中央連合会、韓国農漁民新聞 (記者) および地域農業ネットワーク (理事) という在野の農業団体に勤務されてきた。そして、2009年に韓国協同組合研究所の所長に就任され、現在に至っている。2010年には国会において「協同組合基本法研究」に関与され、この論文の主題である「協同組合基本法」(以下、「基本法」と略) の制定に深くかかわってこられた人物でもある。

2012年1月26日、韓国では、その「基本法」が公布され、同年12月1日に施行されている。それ以前に韓国には、協同組合に関して8つの個別法が制定されていた。1961年の「農業協同組合法」ほか2法律が最も古く、1999年「消費者生活協同組合法」がそれらの中では最新の法律であった。2012年以降、韓国では、共通法(「基本法」と略) と個別法とが併存することとなった。

1997~98年アジア金融危機や2008年リーマン・ショックなどを経る過程で、韓国経済は失業問題、不安定就業問題(非正規職員)を抱える一方で少数財閥企業の経済的ヘゲモニーが強化されて、いわゆる二極化が極端に進行してきた。そのオルタナティブのひとつとして「社会的経済」「社会的企業」が着目され、協同組合が、それを実現する

ための手法として重要視されるようになってきた。「基本法」の制定の背景には、こうした社会的関心の高まりがあった。「基本法」には、非営利法人として税制優遇等の支援を受けることが可能な「社会的協同組合」に関する規定が盛り込まれている。

「基本法」制定により、例えば地域農協の場合であれば設立要件として1,000名(出資金基準で5億ウォン)の組合員が必要であるのに対して、出資金規模にかかわらず5名の組合員によって協同組合を設立することが可能となった。実際に、新聞報道によると、「基本法」発効以後100日間の間で647の協同組合が設立されたという⁹。協同組合に対する市民レベルでの関心の高さが窺える。

「基本法」制定過程での最大の論点は、個別法にもとづく既存の協同組合との関係であった。結果的には、「基本法」は既存の個別法には適用されないこと、また「基本法」に拠る新規協同組合は金融事業と保険事業を実施できないことをそれぞれ明確にすることによって、両者の「棲み分け」を図ることで決着した¹⁰。

これに対して、農村において農協と新規協同組合との協力関係を構築していくことの重要性が指摘されている点が本論文の特徴であるといえる。そして、本論文では、「営農組合法人」の失敗例に学びつつ¹¹、「個体発生が系統発生を繰り返す」ことのないように協同組合精神の原点に常に立ち返って「協同組合文化」を共有することによって両者の組織をもとに活性化させてゆくべきことが主張されている。韓国農業・農村の現実に対して実践的な立場で長年かかわってこられ、かつ「基本法」制定にも参画された筆者ならではの、説得力に富んだ主張である。

用語に関して、1つだけ補足しておきたい。韓国の場合、「農協中央会」は、日本のそれとは異なり、経済事業、金融事業(共済を含む)など単位農協が実施しているすべての事業の中央会としての役割を果たしている。2011年の「農協法」改定により、経済事業と金融事業はそれぞれ「農協中央会」の持株会社によって実施されることになった¹²。

最後になったが、本論文の翻訳を快諾して下さった金奇泰氏および(財)地域財団に、この場を借りて改めて謝意を表したい。

(文責: 松本武祝)

9 「ハンギョレ新聞」2013年3月26日付け(韓国語版)。

10 「基本法」制定過程およびその主要内容に関する日本語文献としては、金応圭「韓国の協同組合基本制定とその意味」『農林金融』2012年4月号、を参照。

11 「営農組合法人」に関する日本語文献としては、成者政『韓国農業経済論-生産物・組織・政策の経済分析-』学術出版会、2006年、第6章を参照。

12 この点、さしあたり松本武祝「韓国「農協法」改正をめぐる争点の分析-歴史的視点から-」『共済総合研究』第64号、2013年3月を参照。